

# 号令からみる皇国臣民体操の成立に関する一考察

— 明治から昭和初期にかけての剣道書にみる号令との比較から —

加藤 純一 (文教大学教育学部)

## One Consideration on Establishment of System of Calisthenics for Japanese Imperial Subjects under Imperial Order: Comparison to Imperial Orders Seen in Kendo Textbooks Issued between Meiji and Early Showa Periods

KATO JUNICHI

(Faculty of Education, Bunkyo University)

### 要旨

昭和12年に成立した皇国臣民体操の成立過程を明確にしていくなかで、今回は同体操で用いられていた号令に着目し、その展開と当時本土で行われていた剣道指導との比較・検討をおこなった。結果、同体操は当時の本土の指導書の一般的な傾向を踏襲したものであることが明らかとなった。また、本考察の過程で、本土における指導書の号令にもあきらかな特徴を窺うことができた。

### 1. はじめに

皇国臣民体操は昭和12(1937)年10月8日に制定された、木刀を用いて剣道の技を体操として行うものである。その趣旨は朝鮮総督府の「皇国臣民体操趣意書」に次のようにある。

古來武道ノ型ヲ範トシテ之ヲ體操化シ組織ノ上「皇國臣民體操」ヲ制定シ、一般ニ普及セシムルコトトセリ、右ハ古來日本精神ノ根帯ガ武道ニ依リ培ハレタル武士道ニ在ルヲ信ジ其ノ精神ヲ採リ劍ニ親シム者ト否トヲ問ハス日常武道ノ型ニ親シムコトニ依リ心身ヲ鍛鍊シ皇國臣民タルノ信念體得ニ資セシメンガ爲ナリ。<sup>1)</sup>

また、制定の目的については、同趣意書に次のようにある。

教育體制ノ根本方針ハ皇國臣民ノ造成ヲ目的トスルニ在リ各學科目ヲ通シ之ニ歸一セシ

ムルニ在ルハ勿論ニシテ曩ニ學校體操教授要目ヲ改正相成タル主旨モ亦右ノ目的精神ニ出ツルモノニシテ皇國臣民體操實施ニ當リテハ徒ニ技巧末節ニ捉ハルルコト無ク身體ノ鍊成、精神ノ統一ヲ旨トシテ我國傳統ノ武道精神ノ體得ニ依リ皇國臣民タル氣魂ノ涵養ニ努ムルト共ニ姿勢ノ端正、身體ノ強健ヲ圖リ快活、剛毅、確固不拔ノ精神ト忍苦持久ノ體力トヲ養成センコトヲ期ス。<sup>2)</sup>

金誠氏はこれらの内容から、皇国臣民体操は武道の基本動作を通して皇国臣民としての身体と精神を育成することにねらいがあったとしている<sup>3)</sup>。

さて、この剣技を基にした「皇国臣民体操」は如何にして策定されたのか。現在のところ、「皇國臣民體操解説」を著した督府囑託朝鮮總の梅澤慶三郎ならびに京城師範學校教諭の根本通夫らと推測されているが<sup>4)</sup>、詳細は定かではない。

筆者は、この「皇国臣民体操」の成立に関

心を寄せている。特に、体操を構成している剣技を中心に分析を行っているが、その分析の作業過程で、剣技を指導する側の「号令」の仕方に着目するようになった。

そもそも、号令はなぜ必要かと考えれば、指導者が集団を統率し、効率的に剣道の実技を行わせるといったことが背景にあることは自明である。つまり、一斉指導を行う上で必要とされる指導言葉、指示言葉であり、皇国臣民体操の場合には体操として剣道の形を行わせるわけであるから、まさに集団を統率するために指導上必要とされた言葉として捉えられる。

ところで、この剣道における号令は、いつ頃からどのような形態で取り入れられるようになったのであろうか。筆者は長年、柳生新陰流について研究を進めてきているが、当流において号令のような言葉が文書に記されていたという記憶はない。将軍家の御流儀でもあり、多数の門弟を抱えていたわけであるから、なんらかの指導言葉、指示言葉はあったものと考えられるが、それが明記されることはなかった。柳生新陰流のような型稽古を主体とする剣術流派に対して、自由に打ち合う「しない打ち剣術」が台頭してくるのは江戸中期の頃である。大きく括れば、これらの流派の流れを汲み、より精錬化されたものが今日の剣道となるわけであるが、ではこの「しない打ち剣術」においてはどのような号令が用いられていたかという点、これもまた、定かではない。

つまり、各流派には指導言葉としての号令のようなものはあったと推察されるが、それが表立って表記されることはなく、これは内輪のものとして処理されていたが、流派を超えておこなわれるようになってきた撃剣や剣道においては、ある統一的な指導言葉としての号令が必要とされたのではないかと推察できる。そして、皇国臣民体操もまた、この様な流れの下、号令が取り入れられたと考えて

いる。

そこで、本稿では皇国臣民体操が成立する昭和12年以前の剣術関係史料を繙き、そこにみられる号令の記述と「皇国臣民体操」で用いられていた「号令」とを比較し、それより「皇国臣民体操」の成立の一端を明らかにしようと試みた。

なお、今回抽出しようとする号令は皇国臣民体操に準拠し、主に礼式や基本的な打突に関わる用語とした。例えば、皇国臣民体操にはみられない応用技へのもの、「面返し胴を撃て」のような号令は対象から外した。

また、本稿が対象とする明治中期から昭和初期にかけては、剣道、剣術、撃剣のような用語が混用されており、厳密にはそれらを区別して用いる必要があるが、ここでは特別に必要な場合を除いて「剣道」に統一したことをあらかじめ断っておく。

## 2. 皇国臣民体操の構成と号令

督府嘱託朝鮮總（「朝鮮總督府嘱託」の誤記と思われる）の梅澤慶三郎ならびに京城師範学校教諭の根本通夫が著した「皇国臣民体操解説」<sup>1)</sup>は、次の19項目からなる。

1. 基本姿勢
2. 五行の構
3. 撃突部位
4. 體の運用
5. 正面撃
6. 左斜面撃
7. 右斜面撃
8. 右籠手撃
9. 右胴撃
10. 左胴撃
11. 前突
12. 表突
13. 裏突
14. 正面連続撃
15. 左右斜面連続撃
16. 前進後退

17. 呼吸運動

18. 木刀の取扱

19. 木刀の選定法及び整頓法

ここでは、皇国臣民体操と呼ばれる剣道の形の仕方（「4. 體の運用」にある「前後後退左右開」を第一節とし、以下、「17. 呼吸運動」までの14の動きが該当）と、この体操を構成するための構えの名称やその仕方の説明、また撃突部位の詳述な説明や、取り扱う木刀の選定方法などが記されている。

さて、この解説書から号令に関する箇所を抽出すると、表-1、2となる。注意を要するのは、形の号令と共に所作に関わる箇所でも号令がみられることである。

表-1（所作、構え）

所作	号令
帯刀姿勢	気ヲ付ケ
抜刀	抜ケ-刀-構へ
納刀	納メ-刀-立て
休メ	休メ
後向	廻レー右
上段の構 (右諸手上段)	右諸手上段ニ構-元へ
上段の構 (諸手左上段)	諸手左上段ニ構-元へ
中段の構	中段ニ構-元へ
下段の構	下段ニ構-元へ
八相の構(陰)	八相ニ構-元へ
脇構(陽)	脇ニ構-元へ
一步前進、一步後退	一步攻メ-一步退ケ
二步前進、二步後退	二步攻メ-二步退ケ
一步左開、一步右開	一步左へ開ケ、一步右へ開

表-2（皇国臣民体操）

第一節	前後後退左右開	前進後退左右開-始メ
第二節	正面撃	正面ヲ撃テ。元へ
第三節	左斜面撃	左斜面ヲ-撃テ。元へ
第四節	右斜面撃	右斜面ヲ-撃テ。元へ
第五節	右籠手撃	右籠手ヲ-撃テ。元へ
第六節	右胴撃	右胴ヲ-撃テ。元へ
第七節	左胴撃	左胴ヲ-撃テ。元へ

第八節	前突	前ヨリ-突ケ。元へ
第九節	表突	表ヨリ-突ケ。元へ
第十	裏突	裏ヨリ-突ケ。元へ
第十一節	正面連続撃	正面連続撃-始メ。止メ
第十二節	左右斜面連続撃	左右斜面連続撃-始メ。止メ
第十三節	前進後退	(體の運用の動作参照)
第十四節	呼吸運動	呼吸運動始メ

上段の構えにおける所作並びに号令で、「右諸手上段」「諸手左上段」と表記しているところは注意を要する。また、胴打ちにおいて左胴が組み込まれている点も看過できない。これらについては次項以降、詳細に検討していくことにする。

### 3. 「皇国臣民体操」にみる号令の特徴

「皇国臣民体操」における号令の表記をみると、次のような特徴を窺うことができる。

- 1) 「抜ケ-刀-構へ」の表現
- 2) 「納メ-刀-立て」の表現
- 3) 「一步攻メ-一步退ケ」の表現
- 4) 「撃テ」の表記
- 5) 「左胴ヲ-撃テ。元へ」の表現
- 6) 「前、表、裏」からの喉への突き方

以下、上記の特徴について考察を進めることにする。

なお、明治中期から終戦までの間の関係書籍等にもみる「号令」の表記については、表-3にまとめた。ここでは、皇国臣民体操にはない「礼」「蹲踞」「起居」「その他の構え」に関する号令も合わせて掲載した。

- 1) 構え方における「抜ケ-刀-構へ」の表現

皇国臣民体操での構えの号令は、「抜ケ-刀-構へ」であった。明治29年(1986)の『新案 撃剣體操法』は、「體操」という名称はあるものの、皇国臣民体操のような類

のものではなく、「からだをあやつる」方法といった意味で用いられている。周知のように、撃剣興行が始まったのは明治6年(1873)である。当時は各流派の個性が強く表れていたこともあり、統一的な剣道の姿をそこに窺うのは難しい。同書においても、構え方においては「肩へ一刀」と号令されており、一般的な構えとは異なることがわかる。

明治42年(1909)の大日本武徳会による『剣道団体教授法案』には、「刀を抜ける元へ」とある。明治44年(1911)の文部省による講習会の資料『心身鍛錬』では、これが「抜け刀」になるが、ここには「抜け刀蹲踞の号令」と付言されており、この「抜け刀」の号令では刀(木刀や竹刀)を構えて蹲踞の姿勢を取らせていたことがわかる。

以後、昭和12年までの史料にはこの「抜け刀」の号令で占められる。ただし、刀(木刀や竹刀)を用いないで行う「徒手」の場合として、大正6年(1917)の『剣道要義』、昭和4年(1929)の『剣道學』、昭和11(1936)の『小學校に於ける 剣道指導の實際』には「構へ」「カマへーナホレ」「構へー直レ」といった号令がみられる。また、この『剣道學』には「ヌケートー」と表記されていることから「抜け刀」は「ぬけとう」と読ませていたものと推察する。

ところで、この「抜け刀」の号令によってどのような動作がおこなわれていたのであろうか。前述の『心身鍛錬』には「抜け刀」に「抜け刀蹲踞の号令」とある。また、昭和5年(1930)の『剣道手引』には「抜ケー刀」として「蹲踞して刀を抜き中段に構え方」とある。このことから、「抜け刀」の号令により、刀(木刀や竹刀)を抜きつつ蹲踞の姿勢を取っていたことが窺える。したがって、蹲踞の姿勢を取らせる号令が「抜け刀」であり、「蹲踞」という号令はみられない。ただし、蹲踞の姿勢を足らせる号令として「折敷け」があり、これは『剣道要義』や大正10

年(1921)の『剣道教範』、『小學校に於ける 剣道指導の實際』にみられる。この『剣道要義』には「徒手の場合」と付言されていることから、刀(木刀や竹刀)を用いた場合には使われていなかった可能性も考えられる。

以上より、皇国臣民体操の「抜ケー刀一構へ」は、剣道においては一般的な号令と見做せ、特徴的なものとはいえないことがわかる。

## 2) 納め方における「納メー刀一立テ」の表現

刀(木刀や竹刀)を構える号令があれば、それを元の位置に納める号令も必要となる。皇国臣民体操では「納メー刀一立テ」とある。明治42年『剣道団体教授法案』では「刀を抜ける元へ」で構え、「刀を納め」で納めさせている。これが明治44年『心身鍛錬』では「抜け刀」「納め刀 立て」と、刀(木刀や竹刀)を納めた後に「立て」という号令が付く。この形式は大正15年(1926)の『剣道の學理と實際』、昭和4年『剣道學』、昭和11年『小學校に於ける 剣道指導の實際』が踏襲している。一方で大正6年『剣道要義』では「抜ケー刀」「納メー刀」とし、「立て」の号令がみられない。この形式は大正10年『剣道教範』や昭和5年『剣道手引』にみられる。

構えの動作では蹲踞姿勢をとらせていたわけであるから、納める時も蹲踞をして刀(木刀や竹刀)を納めさせることは容易に想像がつく。蹲踞の姿勢から立つことは自然であり、そこに敢えて「立て」と号令するのは、「抜け刀」の号令に「構え」を付加させたこととバランスをとっていると考えられる。当然ながら「抜け刀」と「納め刀 立て」といった号令の組み合わせはみられない。

以上より、皇国臣民体操での「納メー刀一立テ」もまた、当時の剣道での一般的な号令として見做すことができよう。

3) 「一步攻メ—一步退ケ」の表現

刀(木刀や竹刀)を構えての前進後退の動きに対する号令である。この号令に関して史料を俯瞰すると、明治44年『心身鍛錬』、大正6年『剣道要義』、大正15年の『剣道の學理と實際』、昭和4年の『剣道學』、昭和11年の『小學校に於ける 剣道指導の實際』に「攻め」「退け」の号令を見ることができ、唯一、大正10年『剣道教範』には「進め」「退け」とある。それぞれ歩数を頭に付けて指示され、例えば前に二歩進める場合には「二歩攻め」、後ろに二歩後退させるには「二歩退け」といった号令となる。したがって、皇国臣民体操の「攻メ」「退ケ」も、剣道の一般的な表現を用いていたことがわかる。

4) 「撃テ」の表記

今日の剣道では、打突部位に対する打突の表記は、面や小手<sup>vi)</sup>、胴は「打つ」と、突きは「突く」と表記されている。今回取り扱った史料においては、咽喉部への突きは「突く」あるいは「ツク」と表記されているが、他の部位である面、小手、胴に対しては「撃つ」「打つ」「ウツ」が用いられている。

「撃つ」が用いられているのは明治29年『新案 撃劍體操法』、大正6年『剣道要義』、大正10年『剣道教範』、大正15年『剣道の學理と實際』、昭和5年『剣道手引』、昭和11年『小學校に於ける 剣道指導の實際』で、「面ヲ撃テ」「籠手ヲ—撃テ」などと表記されている。一方、「打て」は明治42年『剣道團體教授法案』、大正6年(1917)の『撃劍體操 全』、大正11年(1922)の『圖解 剣道教範』昭和9年(1934)の『大和魂發現への小學校 剣道教育の實踐』、昭和12年(1937)の『小學校剣道指南』で、「横面を打て」や「右胴ヲ—打テ」とある。「ウテ」は昭和4年の『剣道學』で、「正面を—ウテ モトへ」とある。

以上より、皇国臣民体操での「撃テ」もま

た、当時の一般的な表記の一つであったことが窺える。

5) 「左胴ヲ—撃テ。元へ」の表現

「皇国臣民体操解説」には、左胴について次のようなコメントが付されている。

普通剣道に於ては刀を左に帯せるため左胴は特技としてのみの價値を有すれども本体操に於ては兩者とも同等に見做して練習をなす。<sup>vii)</sup>

鞘が左腰にあるため、剣道では慣習的な意味合いから左胴は打たない傾向にある。しかし、体操ゆえに左右両方を行うとしているのがこの皇国臣民体操である。

左胴に対する号令は、明治29年『新案 撃劍體操法 全』に「右へ擔ギ胴ヲ撃テ」がある。これは、右肩に担いでそのまま相手の左胴に打ち込む容態を示しているものと思われる。明治44年『心身鍛錬』(「左(右)胴を打て—元へ—始め—止め」)、大正10年『剣道教範』(左胴を—撃て)、大正11年『圖解 剣道教範』(左胴を打て)、大正15年『剣道の學理と實際』(左胴ヲ打テ)、昭和9年『大和魂發現への小學校 剣道教育の實踐』(左胴を打て)、昭和11年『小學校に於ける 剣道指導の實際』(左胴ヲ—撃テ)にも左胴打ちへの号令がみられる。

一方、左胴打ちがみられないのは、大正6年『撃劍體操 全』(胴を打て—打て)、昭和4年『剣道學』(右胴を—打テ モトへ)、昭和5年『剣道手引』(右胴ヲ—撃テ)、昭和12年『小學剣道指南』(右胴ヲ—打テ)で、大正6年『剣道要義』には号令こそないが、上級者の指導に「左胴撃ち」がみられる。

このようにみえてくると、当時の剣道では左右の胴打ちがあり、対象者によって教えたり、教えなかったりしたようで、その意味からすると、皇国臣民体操で「同等に見なし」て左

右の胴打ちをさせていたのは、特段のこととはいえない。ただし、この「同等」と見なしていることについては、その真意を探る必要はあると考える。

#### 6) 「前、表、裏」からの喉への突き方

喉への突き方について、「皇国臣民体操解説」には次のようにある<sup>14)</sup>。

##### 前突

前突とは相手の剣尖は中段より下るか或は上段にあるか或は側に偏する等全く喉が隙きのある場合の突方である。

##### 表突

表突とは的と相対する場合相手の表より喉を突くのである。(後略)

##### 裏突

裏突とは的と相対する場合、相手の裏より喉を突くのである。(後略)

基本の構えである中段の相手と相対した時に突くのは「表突」で、その相手の中段の構えの剣先が下がっている場合、あるいは上段の構えに対してはまっすぐ正面から突く「前突」、相手の中段の構えの裏側から突くのが「裏突」としている。

今回用いた史料をみると、「表・裏・前」より、「前・裏」より、前より、そして単に「突け」の4つに分けられる。これらの表、裏、前からの突き方が皇国臣民体操のそれと同一と理解できるかは定かではないが、おおよそその方向で捉えて間違いはないと考える。

さて、「表・裏・前」は、明治44年『心身鍛錬』、大正10年『剣道教範』、大正15年『剣道の學理と實際』、昭和11年『小學校に於ける 剣道指導の實際』にみられる。

同様に、「前・裏」は、大正11年『圖解 剣道教範』にみられ、「前より」は、大正6年『剣道要義』、昭和4年『剣道學』(「喉を前よりツケ モトへ」とあり)、昭和5年『剣道手引』、昭和12年『小學校劍道指南』に

みられる。単に「突け」とするのは、大正6年『擊劍體操』(突け一突け)、昭和9年『大和魂發現への小學校 剣道教育への實踐』(突)である。

なお、号令としては「前より突け」だけではあるが、突きの区分として表、裏、前の3つを挙げている書もあるので、これをもってして一方向(あるいはそれらの方向)からしかないと断定はできない。また、明治42年『剣道團體教授法案』では「下段より面を突け」ともある。

以上より、皇国臣民体操の前、表、裏からの突き方は、一般的な突き方を踏まえたものといえよう。

#### 4. おわりに

ここまで、皇国臣民体操における号令のなかで特徴的なものに関して他書にみられる号令と比較をしてきた。それは構えにおいてであったり左胴打ちであったり、あるいは突き打ちであったりした。しかし、他書との比較をおこなったとき、それは固有の特徴といえるものではないことがわかる。つまり、皇国臣民体操は、その当時まで本土において行われてきた剣道における号令の仕方を踏襲したものであり、号令の仕方からすれば、独自の見解をもって構成された形とはいえない。

そこで、類似性という観点から再度、今回の昭和12年までの史料に目を通すと、姿勢における「気をつけ」、休めの「構を解け」、左右の体捌きの「開け」などにみられる号令の仕方との共通性から、昭和4年の金子近次『剣道學』の内容とは近いことが指摘できる。しかし、皇国臣民体操における構えの名称、特に上段に対して「右諸手上段」「諸手上左段」と表現するこの表記を同書にみることはできないことから、手本としたとまではいえない。あくまでも類似性があるという段階にとどまる。

そもそも皇国臣民体操は小学生だけを念頭

にして策定されたものではないことは、使用する木刀の長さが3種類あることから窺える<sup>iv)</sup>。一般的な剣道の形の策定により、小学生などの年少者にも表や裏からの突きや左胴打ちを結果的にさせることになったとみるべきであろう。したがって、小学生の剣道、あるいは一般の剣道を対象とした書籍と比較しても、対象者が異なれば習得すべき技も変わる。このような理由から、技の内容ではなくその技をさせる号令に着目して考察を進めてきたわけであるが、今回の考察からは、皇国臣民体操の成立を窺う特徴的な結果は得られなかった。しかし、このことは裏を返すと、本土における剣道の流れに則して皇国臣民体操が策定されたことを意味するものといえる。号令を通して皇国臣民体操という剣道の形をみると、本土で行われていた剣道での号令を踏襲した、本土の剣道の号令を参考に策定されたものと考えられよう。つまり、体操として機能させようとした号令は、当時の剣道の一般的な号令と同様なものであったということになる。

最後に、今回の史料の分析は皇国臣民体操成立の昭和12年までをその対象としたが、その後、終戦までの間にこの号令は転機を迎えることになる。例えば「打て」という号令は、戦局が悪化する昭和19年頃には「斬れ」に変わる。この辺りのことは別稿に譲り、さらに考察を深めたい。もとより、当初の目的である、皇国臣民体操の成立背景を明らかにすべく、次は、前述の上段の構えの名称なども踏まえ、技の構成から考察を進めていく予定である。

注

- i) 6) 204頁。
- ii) 同上。
- iii) 4) 94頁。
- iv) 4) 92-93頁。
- v) 6) 206-219頁。

- vi) 今日では一般的に小手と表記するが、籠手、甲手なども表記されてきた背景がある。本稿では小手に統一することとした。
- vii) 6) 213頁。
- viii) 同上。
- ix) 6) 205頁には、三種の木刀の長さが示されている。中等学校以上は長さが3尺から3尺3寸まで、初等学校上学年用は2尺9寸から3尺まで、初等学校下学年用は2尺7寸から2尺9寸までと定められている。

参考文献

- 1) 赤尾英三『小學剣道指南』モナス、1937。
- 2) 小川文章『剣道の學理の實際』旭堂、1926。
- 3) 金子近次『剣道學』資文堂書店、1929。
- 4) 金誠「植民地朝鮮における皇国臣民体操の考察」札幌大学総合論叢第28号、2009。
- 5) 杉山清作『心身鍛錬』、1911。
- 6) 朝鮮教育会『文教の朝鮮』第69巻、朝鮮教育会、1938。
- 6) 橋本新太郎『新案 擊劍體操法 全』東洋堂、1986。
- 7) 馬場豊二『小學校に於ける 剣道指導の實際』明治圖書、1936。
- 8) 平松登喜壽『剣道手引』近代文藝社、1930。
- 9) 堀田捨次郎『圖解 剣道教範』二松堂、1922。
- 10) 柳多元治郎『剣道團體教授法案』、1901。
- 11) 山形幸四郎『剣道教範』東北印刷、1921。
- 12) 山根敦美、他『擊劍體操 全』目黒書店、1917。
- 13) 山本長治『剣道要義』健康堂、1917。
- 14) 吉岡浩一『大和魂發現への小學校 剣道教育の實踐』文泉堂書房、1934。

表－3

発行年	明治29年(1986)	明治42年(1909)	明治44年(1911)
タイトル	新案 撃剣體操法 全	剣道團体教授法案(武徳誌)	文部省第1回撃剣講習会録『心身鍛錬』(抄)
著者、等	橋本新太郎	柳多元治郎	杉山清作
姿勢、等	氣ヲ着ケ 提ゲ一ノ		氣を著け
礼		敬禮	敬禮
起居			
蹲踞			抜け刀(抜け刀蹲踞の号令)
構え	肩へ一ノ	刀を抜け 元へ	構へ
納め		刀を納め	納め刀(蹲踞納め刀の号令) 立て
休め	休メ		休め
前進後退			何歩攻め 何歩引け
左右 開き			
上段の構え		上段に構へ 直れ	上段に構へ
中段の構え	精眼二構ヒ一ノ	星眼に構へ 直れ	中段に構へ
下段の構え		下段に構へ 直れ	下段に構へ
八相の構え		陰より切り落とせ 直れ	
脇構え		脇構より切り落とせ 直れ	
その他の構え		本覺に構へ 直れ	
面打ち	右へ擔ギ面ヲ撃テ 左へ擔ギ面ヲ撃テ 上段二構ヒ面ヲ撃テ 上段二構ヒ矢筈二面ヲ撃テ	下段より面を打て 直れ 上段より面を打て 直れ	正面を打て一元へ一始め一止め
左右面打ち	左二擔ギ横面ヲ撃テ 右二擔ギ横面ヲ撃テ 上段二擔ギ左右二横面ヲ撃テ 右へ転旋面ヲ撃テ 左二転旋面ヲ撃テ		左面を打て一元へ一始め一止め 右面を打て一元へ一始め一止め
小手打ち	左へ擔ギ右臂ヲ撃テ	下段より小手、面を打て 直れ	甲手を打て一元へ一始め一止め 巻き甲手に打て一元へ一始め一止め 抜き甲手に打て一元へ一始め一止め
胴打ち	右へ擔ギ胴ヲ撃テ 左へ擔ギ胴ヲ撃テ		左胴を打て一元へ一始め一止め 右胴を打て一元へ一始め一止め
突き		下段より面を突け	表より突け一元へ一始め一止め 裏より突け一元へ一始め一止め 前より突け一元へ一始め一止め
深呼吸			
備考	「撿メ一ノ」あり		

大正6年(1917)	大正6年(1917)	大正10年(1921)
剣道要義	撃劔體操 全	劔道教範
山本長治	山根敦美、森田重義	山形幸四郎
氣ヲ着ケ	氣を付け	氣を着け
禮	禮 跪づけ一禮(児童対向の禮)	禮
	坐れ	起て 立て(蹲踞からの動作時)
折敷ケ(徒手の場合)		折敷け
構へ(徒手の場合) 抜ケ一劔(木劔の場合)		抜け一劔
納メ一劔(木劔の場合)		納め一劔
休メ		休め
何歩攻メ 元へ 何歩退ケ 元へ		前へ一何歩進め 後へ一何歩退け
	上段の構へ一構へ	上段に構へ
中段二一構へ	中段の構へ一構へ	星眼に構へ
	下段の構へ一構へ	下段に構へ
	斜上段の構へ一構へ	八相に構へ
	脇構へ一構へ	脇に構へ
	抜打の構へ一構へ	
正面を一撃て一元へ一撃て始め一止め	面を打て一打て	正面を一撃て 元へ 撃て始め 止め
左面ヲ一撃テ 元へ 右面ヲ一撃テ 元へ	横面を打て一打て	左面を一撃て 右面を一撃て
籠手ヲ一撃テ	籠手を打て一打て	籠手を一撃て
右胴ヲ一撃テ (「上級者」に左胴撃ちあり)	胴を打て一打て	左胴を一撃て 右胴を一撃て
前ヨリ一突け 「上級者」に表突き、裏突きあり	突け一突け	前より一突け 表より一突け 裏より一突け
	呼吸運動一初め	
徒手の場合の構へは「足ヲ開ケ一構へ」の順 徒手、木劔、竹劔に区分されている	精神統一のための「深呼吸何回始め」あり 「鉢巻に一かかれ」あり 「太劔を取れ」あり	「捲籠手に一撃て」「抜籠手に一撃て」あり

大正11年(1922)	大正15年(1926)	昭和4年(1929)
圖解 剣道教範	剣道の學理と實際	剣道學
掘田捨次郎	小川文章	金子近次
氣を付け	氣ヲ着ケ	氣をつけ
禮	禮	禮
		スワレ タテ
	抜ケー刀	
抜け刀 納め刀	構へ	カマヘーナホレ(徒手の場合) ヌケートー カマヘ
	納メー刀 立テ	オサメー トー タテ
	休メ	ヤスメ 構をートケ
	何歩攻メ 何歩退ケ	何歩ーセメ 何歩ーヒケ
		左にーヒラケ 右にーヒラケ
左上段構初め 右上段構初め	上段ニ構へ	
中段構初め	中段ニ構へ	
下段構初め	下段ニ構へ	
	八相ニ構へ	
	脇ニ構へ	
左横立構初め 右横立構初め 左(右)霞構初め 左(右)片手上段構初め		
其場面を打て 正面に打ち込め	正面ヲ一撃テ一元へ	正面をーウテ モトへ
右面を打て 左面を打て	左面ヲ撃テ 右面ヲ撃テ	左面をーウテ モトへ
其場甲手を打て	籠手ヲ一打テ	籠手をーウテ モトへ
右胴を打て 左胴を打て	左胴ヲ一撃テ 右胴ヲ撃テ	右胴をーウテ モトへ
前より突け 裏より突け	前ヨリー突ケ 表ヨリー突ケ 裏ヨリー突ケ	喉を前よりーツケ モトへ 「喉表突」「喉裏突」あり
「左(右)片手、面打て」あり	要領に『歩兵操典』に準ずとある 「捲籠手に一撃て」「抜籠手に一撃て」あり	

昭和5年(1930)	昭和9年(1934)	昭和11年(1936)
剣道手引	大和魂發現への小學校 剣道教育の實踐	小學校に於ける 剣道指導の實際
平松登喜壽		馬場豊二
		氣ヲ着ケ 氣ヲ付ケ
禮		禮
		折リシケー立テ
抜ケー刀(蹲踞して刀を抜き中段) 構へ		構へー直し 抜ケー刀
納めー刀		納めー刀 立テ
		休メ
		何歩ー攻メ 何歩退ケ
右上段に構へ 左上段に構へ		左(右)上段二ー構へ
構へ		中段二ー構へ
下段に構へ		下段二ー構へ
八相に構へ		八相二ー構へ
脇構に構へ		脇二ー構へ
正面ヲー撃テ	面を打て(其場にて) 面を打て(連続三回) 面を打て(前後連続三回)	正面ヲー撃テ 元へ 撃テー始メ 止メ
左面ヲー撃テ 右面ヲー撃テ	左、右、正面を打て 前後連続左右正面を打て	左面ヲー撃テ 右面ヲー撃テ
籠手ヲー撃テ	籠手を打て	籠手ヲー撃テ 巻キ籠手二ー撃テ
右胴ヲー撃テ	胴を打て(左胴を打て)	右胴ヲー撃テ 左胴ヲー撃テ
前ヨリー突ケ	突(表突き)	前ヨリー突ケ 表ヨリー突ケ 裏ヨリー突ケ 突キー始メ 止メ
	「前突」「表突」「裏突」に区分	

昭和12年(1937)	昭和12年(1937)
小學剣道指南	皇国臣民体操
赤尾英三	朝鮮総督府
氣ヲ付ケ	氣ヲ付ケ
抜ケ一ノ、構ヘ	抜ケ一ノ一構ヘ
納メ一ノ、立テ	納メ一ノ一立テ
休メ(徒手基本動作指導と基本動作とで体勢が異なる)	休メ 構ヲ解イテ休メ
「一歩攻メテ」の表記あり	一歩攻メ 一歩退ケ
	一歩左ヘ一開ケ 一歩右ヘ一開ケ
	右諸手上段二一構ヘ一元ヘ 諸手左上段二一構ヘ一元ヘ
	中段二一構ヘ一元ヘ
	下段二一構ヘ一元ヘ
	八相二一構ヘ一元ヘ
	脇二一構ヘ一元ヘ
正面ヲ一打テ、元ヘ	正面ヲ一撃テ 元ヘ
	左斜面ヲ一撃テ 元ヘ 右斜面ヲ一撃テ 元ヘ
右籠手ヲ一打テ	右籠手ヲ一撃テ 元ヘ
右胴ヲ一打テ	右胴ヲ一撃テ 元ヘ 左胴ヲ一撃テ 元ヘ
前ヨリ一突ケ	前ヨリ一突ケ 元ヘ 表ヨリ一突ケ 元ヘ 裏ヨリ一突ケ 元ヘ
	呼吸運動始メ
徒手と木刀・竹刀とに区分されている	「前進後退左右開ケ」あり 「三拳動左(右)斜面ヲ一撃テ」あり 「正面連続撃一始メ一止メ」「左右斜面連続撃一始メ一止メ」あり